地域建設産業災害対応力強化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　宮城県（以下「県」という。）は、地域防災力の強化を図るため、地域建設産業が取り組む防災体制の構築や対応力の強化等に要する経費について、地域建設産業災害対応力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、「建設業者」とは建設業法第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

２　この要綱において、「建設関連企業」とは測量業（測量法第５５条の規定による登録を受けて営むもの）、地質調査業（地質調査業者登録規程第５条の規定による登録を受けて営むもの）、建設コンサルタント業（建設コンサルタント登録規程第５条の規定による登録を受けて営むもの）、補償コンサルタント業（補償コンサルタント登録規程第５条の規定による登録を受けて営むもの）及び建築設計業（建築士法第２３条の規定による登録を受けて営むもの）を営む者をいう。

３　この要綱において、「補助事業者」とは宮城県内に主たる営業所を有している建設業者及び宮城県内に本社・本店を有している建設関連企業で、第３条に掲げる要件に合致している者をいう。

４　この要綱において、「ＩＣＴ関連機器」とは、建設工事又は建設関連業務において、ＩＣＴ又は３次元データを活用することのために必要となる機器、その他建設工事又は建設関連業務におけるＤＸの推進に資する機器のことをいう。

（補助事業者の要件）

第３条　補助事業者は、建設業者の場合、第１号及び第３号から第７号までのすべての要件に合致しなければならず、建設関連企業の場合、第２号から第７号までのすべての要件に合致しなければならない。

（１）　宮城県内に主たる営業所を有し、宮城県の建設工事入札参加資格承認者名簿に登載されている者であること。

（２）　宮城県内に本社・本店を有し、宮城県の建設関連業務入札参加資格承認者名簿に登載されている者であること。

（３）　事業継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）を策定済み又は本事業期間内に策定する者であること。なお、ここでいうＢＣＰとは、大規模災害時において、企業の事業を継続するために必要な行動計画を定めたものであり、知事が別に定める事項が記載されるものをいう。

（４）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（５）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（６）　県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。

（７）　本事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、第１条に掲げる目的のために補助事業者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。（その他公共機関等からの補助（間接補助を含む）を併用して活用しようとする場合は、その条件に合致する場合のみ可とする。）

（１）　Ｉ型（ハード）

迅速かつ安全な災害対応を可能とすることを目的としたＩＣＴ関連機器や、備

蓄資機材等の購入に関する事業
（２）　Ⅱ型（ソフト）
防災体制の構築や、災害対応における技術支援及び人材育成に関する事業
（交付対象経費及び補助率）
第５条　知事は、別表に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、当該経費は事業実施主体が第８条第１項に基づく交付決定の通知を受けた日以後に執行した経費であって、知事が別に定める期日までに支払を完了したものとする。
２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。
（交付の申請）
第６条　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第１号によるものとし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。
２　前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
３　規則第３条第２項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
（１）　補助事業計画書（別記様式第１号別紙１）
（２）　ＢＣＰ策定証明書（別記様式第２号）
（３）　ＢＣＰ策定誓約書（別記様式第２号の２）
（４）　その他知事が必要と認める書類
（交付の条件）
第７条　知事は、規則第５条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとし、補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第３号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）　補助決定を受けた範囲内、かつ、別表に掲げる補助金額の下限額及び上限額の範囲内において、補助区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各区分又は各経費項目における各配分額の30パーセント以内の増減を除く。
（２）　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない場合を除く。
（３）　補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
（交付の決定）
第８条　知事は、第６条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査して規則第４条に基づき、予算の範囲内で交付額の決定を行い、申請書に対しその旨を通知するものとする。
２　知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第６条第２項により本補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
３　知事は、第６条第２項のただし書による交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
（補助事業の経理）
第９条　補助事業者は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の

経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を整備するとともに補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の翌年度から起算して５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

（契約）

第１０条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買その他の契約をする場合は、国及び県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

２　知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国及び県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、事業実施主体は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

（状況報告）

第１１条　補助事業者は、規則第１０条により知事が報告を求めた場合には、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（別記様式第４号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　この補助金の実績報告は、補助事業完了後３０日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第５号）を提出して行うものとする。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）　実績報告書（別記様式第５号別紙１）

（２）　その他知事が必要と認める書類

３　第６条第２項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

４　別表で定めるＩＣＴ関連機器を購入した者は、その活用実績について、補助事業完了日の属する県の会計年度の翌年度の２月末日までに、活用実績報告書（別記様式第６号）を提出しなければならない。なお、ここでいう活用実績とは、ＩＣＴ関連機器を使用して建設工事、建設関連業務又はその他事業を実施したことを指す。

５　知事は、別表で定める備蓄資機材等を購入した者に対し、補助事業完了日の属する県の会計年度の翌年度以降、必要に応じて当該資機材等の備蓄状況について報告を求めることができる。

（補助金の額の確定等）

第１３条　知事は、規則第１３条に規定する、交付すべき補助金の額を確定させた場合は、別記様式第７号による確定通知書を補助事業者に通知する。

２　補助金は、前項により補助金の額を確定し、請求書の提出があった後に交付するものとする。

３　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第８号による精算請求書を知事に提出しなければならない。

４　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後にその補助金の額に変更が生じた場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

５　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パー

セントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１４条　第６条第２項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第１２条第１項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第９号により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第１５条　知事は、第７条第３号の補助事業を中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第８条第１項による補助金の交付の決定又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）　補助事業者が、規則、本要綱又は規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適正な行為をした場合

（４）　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずる。

４　第２項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１３条第５項の規定を準用する。

（財産の管理）

第１６条　補助事業者は、補助事業が完了した後においても補助事業により取得した機器等（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

３　備蓄資材を購入した者は、災害発生時において当該資材を使用し、かつその回収ができない場合において、当該資材の購入に相当する費用が別途補填された場合は、当該資材を再び購入すること等により備蓄量の維持に努めなければならない。

（財産処分の制限）

第１７条　規則第２１条の規定に基づく知事が定める財産は、本事業で取得した全ての機械及び器具とする。

２　規則第２１条の規定により処分の制限を受ける期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、機器等の導入を完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

３　補助事業者は前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第１０号による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

４　前条第２項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（書類の提出等）

第１８条　補助事業者がこの要綱により知事に提出する書類の部数は各１部とし、それぞれ土木部事業管理課に提出するものとする。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度予算に係る補助金に適用する。

２　この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に当該予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。